

地域ケアプラザ指定管理者選定の概要について

1 趣旨

地域ケアプラザには指定管理者制度が導入されておりますが、第 1 期指定管理期間（平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日）が終了することに伴い、市内 97 施設の地域ケアプラザについて、各区役所で選定委員会を設置し、指定管理者の選定（公募）を実施します。

指定管理者の選定に関する事項は、各区の選定委員会での審議事項ですが、この間、共創推進事業本部が「横浜市指定管理者制度運用ガイドライン案」（以下「ガイドライン案」という。）を作成しており、今回の選定にあたっては、このガイドライン案の考え方を踏まえて、基本的な事項について、原則的な考え方の統一を図って取り組んでいきます。

2 指定管理者の公募及び選定の基本的事項

（1）指定管理期間

5 年間（平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）

（2）複数の応募を促進する公募方法

ア 公募時期

各区役所の実情に応じて、原則前期・後期の 2 回に分けて公募をする予定です。

イ 募集期間

応募準備期間を確保するため、公募期間を 2 か月程度とします。

ウ 公募媒体

区・市のホームページで周知する他、公募情報を市内介護保険事業者等に周知するなど、広く情報提供を行います。

（3）選定方法

ア 最低制限基準

予め選定委員会の審議を経た上で、選定基準の配点合計の概ね 60% 程度を、最低制限基準の目安とします。

イ 実績評価の次期選定への反映

より良い管理運営を実施するため、予め選定委員会の審議を経た上で、現指定管理者が応募した場合、これまでの管理運営の実績を選定評価に反映します。

(4) 施設使用料相当額の負担

従来から無償でデイサービス施設部分を使用している91施設については、民間事業者が自ら施設整備費等を負担してデイサービス事業を実施していることを考慮し、民間事業者との負担の公平性を図るため、次期指定管理期間から施設使用料相当額を負担していただきます。

ア 年間負担額（目安）

約120万円～約400万円

イ 根拠

施設使用料相当額については、施設整備規模、利用実績等を考慮して決定します。

ウ 手続き

選定委員会が別に審議する指定管理者公募要項に明示します。

5 今後のスケジュール（予定）

平成21年10月～ 各区役所において、第2期指定管理者の公募準備開始
～選定終了

平成22年5月・9月 指定管理者の指定議案を上程

平成23年4月～ 第2期指定管理期間開始

参 考

1 地域ケアプラザ指定管理料(平成21年度予算)

1施設あたり 概ね4千万円

2 負担金算定の考え方

市内デイサービス事業者の施設整備費等は事業所ごとに異なっており、負担金の算定根拠とすることが困難なことから、今期の負担額算定にあたっては、設備等の更新計画経費を基礎に算定しました。